

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準同注解」改訂の新旧対照表

1. 会社法施行に伴うもの

番号	現行項目	現行	改訂案
1	第 8 資産の定義	<p><注 8 ></p> <p><u>2 独立行政法人が事業資金等の調達のために債券を発行する場合で、債券の額面額を下回る金額で発行した場合には、当該額面額を下回る金額は、長期前払費用としての性格を有することから債券発行差金の科目により資産として計上するものとする。</u></p> <p><u>資産に計上した債券発行差金は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差金の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却しなければならない。</u></p> <p><u>3 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。</u></p>	<p><注 8 ></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。</u></p>
2	第 13 投資その他の資産	<p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(8) 長期前払費用。<u>ただし、債券発行差金を除く。</u></p> <p><u>(9) 債券発行差金</u></p>	<p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(8) 長期前払費用。<u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		<u>(10) 繰延税金資産</u> <u>(11) 未収財源措置予定額</u> <u>(12) その他</u>	<u>(9) 繰延税金資産</u> <u>(10) 未収財源措置予定額</u> <u>(11) その他</u>
3	第18 資本の定義	<p>第18 <u>資本</u>の定義</p> <p>1 独立行政法人の<u>資本</u>とは、独立行政法人の業務を確実に実施するための拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から債務を控除した額に相当するものをいう。</p> <p>2 <u>資本</u>は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類される。</p>	<p>第18 <u>純資産</u>の定義</p> <p>1 独立行政法人の<u>純資産</u>とは、独立行政法人の業務を確実に実施するための拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から債務を控除した額に相当するものをいう。</p> <p>2 <u>純資産</u>は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類される。</p>
4	第19 資本金等	<p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の<u>資本</u>であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。</p>	<p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の<u>純資産</u>であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。</p>
5	第27 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(4) その他有価証券</p> <p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を<u>資本</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p>	<p>(4) その他有価証券</p> <p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を<u>純資産</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		<p>なお、<u>資本</u>の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、<u>資本</u>の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注20)</p>	<p>い。なお、<u>純資産</u>の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、<u>純資産</u>の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注20)</p>
6	第28 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>2 ただし、<u>販売用不動産を除き</u>、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>3 <u>たな卸資産である販売用不動産については、時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。(注24) (注25) (注26)</u></p> <p><注24></p> <p><注25></p> <p><注26></p> <p>4 なお、たな卸資産の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p>	<p>2 ただし、<u>(削除)</u>時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>3 <u>(削除)</u></p> <p><注24> (削除)</p> <p><注25> (削除)</p> <p><注26> (削除)</p> <p>3 なお、たな卸資産の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p>
7	第34 外貨建取引の会計処理	<p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又</p>	<p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		<p>は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、<u>資本</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</p>	<p>は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、<u>純資産</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</p>
8	第43 貸借対照表の作成目的	<p>貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び<u>資本</u>を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</p>	<p>貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び<u>純資産</u>を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</p>
9	第48 表示区分	<p>貸借対照表は、資産の部、負債の部及び<u>資本の部</u>の三分に分かち、さらに資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。</p>	<p>貸借対照表は、資産の部、負債の部及び<u>純資産の部</u>の三分に分かち、さらに資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。</p>
10	第49 資産、負債及び資本	<p>第49 資産、負債及び<u>資本</u>の記載の基準</p> <p>資産、負債及び<u>資本</u>は、適切な区分、配列、分類及</p>	<p>第49 資産、負債及び<u>純資産</u>の記載の基準</p> <p>資産、負債及び<u>純資産</u>は、適切な区分、配列、分類</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
	の記載の基準	び評価の基準にしたがって記載しなければならない。	及び評価の基準にしたがって記載しなければならない。
11	第50 総額主義の原則	資産、負債及び <u>資本</u> は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債の又は <u>資本</u> の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。	資産、負債及び <u>純資産</u> は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債の又は <u>純資産</u> の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。
12	第51 資産と負債・資本の均衡	第51 資産と負債・ <u>資本</u> の均衡 貸借対照表の資産の合計額は、負債と <u>資本</u> の合計金額に一致しなければならない。	第51 資産と負債・ <u>純資産</u> の均衡 貸借対照表の資産の合計額は、負債と <u>純資産</u> の合計金額に一致しなければならない。
13	第53 貸借対照表の分類	1 資産、負債及び <u>資本</u> の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。 4 <u>資本</u> は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。	1 資産、負債及び <u>純資産</u> の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。 4 <u>純資産</u> は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。
14	第54 資産の表示項目	4 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の・・・ (7) 長期前払費用 <u>(債券発行差金を除く。)</u> <u>(8) 債券発行差金</u>	4 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の・・・ (7) 長期前払費用 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>

番号	現行項目	現行	改訂案
		<u>(9) 繰延税金資産</u> <u>(10) 未収財源措置予定額</u> <u>(11) その他</u>	<u>(8) 繰延税金資産</u> <u>(9) 未収財源措置予定額</u> <u>(10) その他</u>
15	第 57 資本の表示	第 57 <u>資本</u> の表示	第 57 <u>純資産</u> の表示
16	第 58 貸借対照表の様式	1 有形固定資産 . . . 土地 <u>(新設)</u> 建設仮勘定 3 投資その他の資産 . . . 長期前払費用 <u>債券発行差金</u> 繰延税金資産 . . . II 固定負債 . . . (何) 債券 <u>(新設)</u> . . .	1 有形固定資産 . . . 土地 <u>減損損失累計額</u> 建設仮勘定 3 投資その他の資産 . . . 長期前払費用 <u>(削除)</u> 繰延税金資産 . . . II 固定負債 . . . (何) 債券 <u>債券発行差額 (一)</u> . . .

番号	現行項目	現行	改訂案
		<u>資本の部</u> . . . <u>資本合計</u> <u>負債資本合計</u>	<u>純資産の部</u> . . . <u>純資産合計</u> <u>負債純資産合計</u>
17	第 65 損益計算書の様式	損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (省略) 財務費用 支払利息 債券発行費 <u>債券発行差金償却</u> . . .	損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (省略) 財務費用 支払利息 債券発行費 <u>(削除)</u> . . .
18	第 79 注記	第 79 注記 1 独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成目的までに発生した <u><注>を新設</u>	第 79 注記 1 独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、 <u>税効果会計</u> 、その作成目的までに発生した <u><注 54>税効果会計に関する注記</u> <u>税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。</u> 1 <u>繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額</u>

番号	現行項目	現行	改訂案
		<p>＜注 55＞重要な会計方針の開示について</p> <p>2 会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p>．．．</p> <p>(7) <u>債券発行差金の償却基準</u></p> <p>．．．</p>	<p>を含む。)</p> <p><u>2 繰延税金負債</u></p> <p>＜注 52＞重要な会計方針の開示について</p> <p>2 会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p>．．．</p> <p>(7) <u>債券発行差額の償却基準</u></p> <p>．．．</p>
19	第 86 特定の償却資産の減価に係る会計処理	<p>＜注 64＞減価償却の会計処理について</p> <p>1 独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、国は、国有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。ところで、業務運営の財源を運営費交付金に依存することになる独立行政法人においては、資産の減価部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。さらに資産の更新に当たっては、出資者たる国により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。このような場合においては、減価償却に相当する額は、むしろ、実質的には<u>資本の価値の減少</u>と考えるべきであ</p>	<p>＜注 62＞減価償却の会計処理について</p> <p>1 独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、国は、国有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。ところで、業務運営の財源を運営費交付金に依存することになる独立行政法人においては、資産の減価部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。さらに資産の更新に当たっては、出資者たる国により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。このような場合においては、減価償却に相当する額は、むしろ、実質的には<u>財産的基礎の減少</u>と考えるべきであ</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		ることから、損益上の費用には計上せず、独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までには別途特定された資産に限り行うものとする。	ることから、損益上の費用には計上せず、独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までには別途特定された資産に限り行うものとする。
20	(第 87 の次に記載) 債券発行差額の会計処理	(新設)	<p><u>第 89 債券発行差額の会計処理</u></p> <p><u>1 独立行政法人が事業資金等の調達のために債券を発行する場合には、債券の額面金額をもって貸借対照表価額とする。</u></p> <p><u>2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。</u></p> <p><u>3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却するものとする</u></p>
21	第 95 法人単位財務諸表の体系及び様式	2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第 4 章 財務諸表の体系」から「第 10 章 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法	2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第 4 章 財務諸表の体系」から「第 10 章 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法

番号	現行項目	現行	改訂案
		人単位貸借対照表の <u>資本</u> の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。	人単位貸借対照表の <u>純資産</u> の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。
22	第 96 法人単 位財務諸表作 成の基準	第 96 法人単位財務諸表作成の基準 (1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、独立行政法人としての資産、負債及び <u>資本</u> の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。	第 98 法人単位財務諸表作成の基準 (1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、独立行政法人としての資産、負債及び <u>純資産</u> の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。
23	第 106 連結 貸借対照表作 成の基本原則	第 106 連結貸借対照表作成の基本原則 連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び <u>資本</u> の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）相互間の出資と <u>資本</u> 及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成する。	第 108 連結貸借対照表作成の基本原則 連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び <u>純資産</u> の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価並 <u>びに</u> 連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。） <u>に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる独立行政法人及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。</u>
24	第 107 特定 関連会社の資	第 107 特定関連会社の資産及び負債の評価 2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価	第 109 特定関連会社の資産及び負債の評価 2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価

番号	現行項目	現行	改訂案
	産及び負債の評価	額と当該資産及び負債の個別貸借対象表上の金額との差額は、特定関連会社の <u>資本</u> とする。	額と当該資産及び負債の個別貸借対象表上の金額との差額は、特定関連会社の <u>純資産</u> とする。
25	第 109 少数株主持分	第 109 少数株主持分 1 特定関連会社の <u>資本</u> のうち独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。	第 111 少数株主持分 1 特定関連会社の <u>純資産</u> のうち独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。
26	第 113 表示区分	第 113 表示区分 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部、 <u>少数株主持分及び資本</u> の部に区分するものとする。 資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。 負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。 <u>少数株主持分は、負債の部の次に区分して記載するものとする。</u> <u>資本</u> の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金に区分して記載するものとする。	第 115 表示区分 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部、 <u>(削除)</u> 及び <u>純資産</u> の部に区分するものとする。 資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。 負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。 <u>(削除)</u> <u>純資産</u> の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、 <u>少数株主持分</u> に区分して記載するものとする。
27	減損基準 第 2 対象資産	<注 2>独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について	<注 2>独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について

番号	現行項目	現行	改訂案
		<p>独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(8) <u>長期前払費用(債券発行差金を除く。)</u></p> <p>(9) <u>債券発行差金</u></p> <p>(10) <u>繰延税金資産</u></p> <p>(11) <u>未収財源措置予定額</u></p>	<p>独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(8) <u>長期前払費用(削除)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(9) <u>繰延税金資産</u></p> <p>(10) <u>未収財源措置予定額</u></p>

2. 実務上の観点から要請された項目

番号	現行項目	現行	改訂案
28	第 24 行政サービス実施コスト	次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (省略) (2)「第 86 特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額 (3)「第 87 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額	次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。 (省略) (2)「第 86 特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額 (3)「第 87 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与見積額 (4)「第 88 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付の増加見積額
29	第 31 有形固定資産の評価	1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準「第 9 貸借対照表における表示」 <u>2</u> に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。	1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準「第 9 貸借対照表における表示」 <u>1</u> に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
30	第 33 リース資産の会計処理	リース取引に係る会計処理については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引	リース取引に係る会計処理については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引

番号	現行項目	現行	改訂案
		<p>については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注 28)</p> <p>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</p> <p>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</p>	<p>については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、<u>かつ、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</u></p> <p>オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注 28)</p> <p>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</p> <p>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</p>
31	第 9 章 行政サービス実施コスト計算書 第 75 表示区分	1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除) 法人税及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。	1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、 <u>引当外賞与見積額</u> 、引当外退職給付増加見積額、機会費用、(控除) 法人税及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。
32	第 76 行政サービス実施コスト計算書の	行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 ・・・	行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 ・・・

番号	現行項目	現行	改訂案
	様式	<u>(新設)</u> <u>IV</u> 引当外退職給付増加見積額 <u>V</u> 機会費用 <u>VI</u> (控除) 法人税等及び国庫納付額 <u>VII</u> 行政サービス実施コスト	<u>IV</u> 引当外賞与見積額 <u>V</u> 引当外退職給付増加見積額 <u>VI</u> 機会費用 <u>VII</u> (控除) 法人税等及び国庫納付額 <u>VIII</u> 行政サービス実施コスト
33	(第86の次に記載) 賞与引当金に係る会計処理	(新設)	<u>第87 賞与引当金に係る会計処理</u> <u>1 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。</u> <u>2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、行政サービス実施コスト計算書に表示する。</u>
34	減損会計基準 第6 減損額の会計処理	中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、独立行政法人が中期計画等の想定範囲内の業務運営を	中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、独立行政法人が中期計画等の想定範囲内の業務運営を

番号	現行項目	現行	改訂案
	<p><注 10> 中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことについて</p>	<p>行わなかったこと又は中期計画等の想定範囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等で想定した業務運営が行われたものとする。</p>	<p>行わなかったこと又は中期計画等の想定範囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等で想定した業務運営が行われたものとする。</p> <p><u>中期計画等で想定した業務運営を行わなかったこと及び想定範囲外の業務運営を行ったこととは、例えば、中期計画等で定めた施設の利用促進方を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。</u></p> <p><u>なお、独立行政法人は、その経営資源を最大限活用して、業務運営の効率化やサービスその他の業務の質の向上に具体的にどのように取り組むか、できる限り定量的な中期計画を設定すべきであり、中期目標で掲げられた目標の水準を更に具体化することも積極的に検討する必要があるとされていることに留意する（独立行政法人の中期目標等の策定指針（平成15年4月18日 特殊法人等改革推進本部事務局）を参照）。</u></p>
35	減損会計基準 第9 貸借対	<p>1 減損が認識された非償却資産及び償却資産である無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処</p>	<p>1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
	照表における表示	<p><u>理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。</u></p> <p><u>2 減損が認識された償却資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。（注11）</u></p>	<p><u>減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。（注11）</u></p> <p><u>2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。</u></p>

3. 情報開示の充実

番号	現行項目	現行	改訂案
36	第 42 セグメント情報の開示	<p>第 42 セグメント情報の開示 (省略)</p> <p><注 39>セグメント情報の開示について</p> <p>1 独立行政法人においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、<u>説明責任の観点から、その業務ごとのセグメントに係る財務情報を開示する必要がある。</u></p> <p>2 <u>また、開示すべき情報についても、国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため、主要な資産項目、主要な事業費用及び国又は地方公共団体による財源措置等の内訳を積極的に開示する必要がある。</u></p> <p>3 <u>セグメントの区分については、一律かつ統一的に設定することは逆にその意味を失わせることにもなりかねないため、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、各法人において個々に定めていくこととする。</u></p>	<p>第 42 セグメント情報の開示 (省略)</p> <p><注 36>セグメント情報の開示について</p> <p>1 <u>独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u></p> <p>2 <u>このため、開示すべき情報についても、(削除) 主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益 (国又は地方公共団体による財源措置等を含む。) の内訳を積極的に開示する必要がある。</u></p> <p>3 <u>セグメントの区分については、(削除) 区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人において個々に定めていくこととする。</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂案
37	<p>第 80 運営費 交付金の会計 処理</p> <p><注 57>運営 費交付金の会 計処理につい て</p>	<p><注 57>運営費交付金の会計処理について</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。</p> <p>この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出され</p>	<p><注 55>運営費交付金の会計処理について</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施(未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。)や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。</p> <p>この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出され</p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		たものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。 (以下省略)	たものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。 <u>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注52>「重要な会計方針の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に、注記しなければならない。</u> (以下省略)
38	第123 関連公益法人等の範囲	第123 関連公益法人等の範囲 <u>4 次に掲げる場合は、関連公益法人等に該当しないものとする</u> ことができる。 (1) <u>独立行政法人の役職員の福利厚生を目的として設立されている公益法人等であって、上記2(2)に該当しない場合</u> (2) <u>独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合</u>	第125 関連公益法人等の範囲 <u>4 (書き換え)</u> (1) (削除) <u>4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとする</u> ことができる。
39	第124 連結	第124 連結財務諸表の附属明細書	第126 連結財務諸表の附属明細書

番号	現行項目	現行	改訂案
	財務諸表の附属明細書	<p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合</p>	<p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、<u>正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高（一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等（国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等）とその他の収益の金額を記載する。）並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</u></p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合<u>（内訳で、競争契約、企画競争・公募及び競</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂案
			<p>争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、<u>予定価格が国の基準（予算決算及び会計（昭和22年勅第165号）令第99条に定める基準）を超えないものは含まない。</u></p>
40	第 125 連結セグメント情報の開示	<p>第 125 連結セグメント情報の開示（省略）</p> <p><注 85>連結セグメント情報の開示について</p> <p>1 連結法人においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、<u>説明責任の観点から、その業務ごとのセグメントに係る財務情報を開示する必要がある。</u></p> <p>2 <u>また、開示すべき情報についても、国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため、連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用の内訳等を積極的に開示する必要がある。</u></p> <p>3 <u>セグメントの区分については、一律かつ統一的に設定することは逆にその意味を失わせることに</u></p>	<p>第 127 連結セグメント情報の開示（省略）</p> <p><注 83>連結セグメント情報の開示について</p> <p>1 <u>独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u></p> <p>2 <u>このため、開示すべき情報についても、（削除）連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳等を積極的に開示する必要がある。</u></p> <p>3 <u>セグメントの区分については、（削除）区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益</u></p>

番号	現行項目	現行	改訂案
		<p>もなりかねないため、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参考にしつつ、個々に定めていくこととする。</p>	<p>以外の収益の性質や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参考にしつつ、<u>例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど</u>、個々に定めていくこととする。</p>

(注1) 上記のほか、基準 87・89 の新設により、それ以降の基準番号が繰り下げとなっています。

(注2) 上記のほか、<注>の新設及び削除に伴う注番号の変更があります。